

(配布先)

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止について(再指示)

先日、他支店の医療施設の改修工事において、外壁タイル下地補修作業中に左官工(一人親方)がスレート屋根を踏み抜き、3.15m墜落するという休業災害が発生しました。幸い命に別状はありませんでしたが、死亡災害になっても不思議ではない事案です。(別紙-1参照)

災害発生場所付近は、今回工事の作業対象範囲ではなく立入る必要のない場所でしたが、当社からそのことが伝達されず、スレート屋根の危険性を示す表示もない状況で、足場からスレート屋根に渡って被災したものです。

当社では、スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害が繰り返し発生しており、その都度注意を喚起してきましたが(別紙-2参照)、同種災害が発生したことは誠に残念です。

つきましては、スレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止の徹底を図るため、下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう改めて指示します。

記

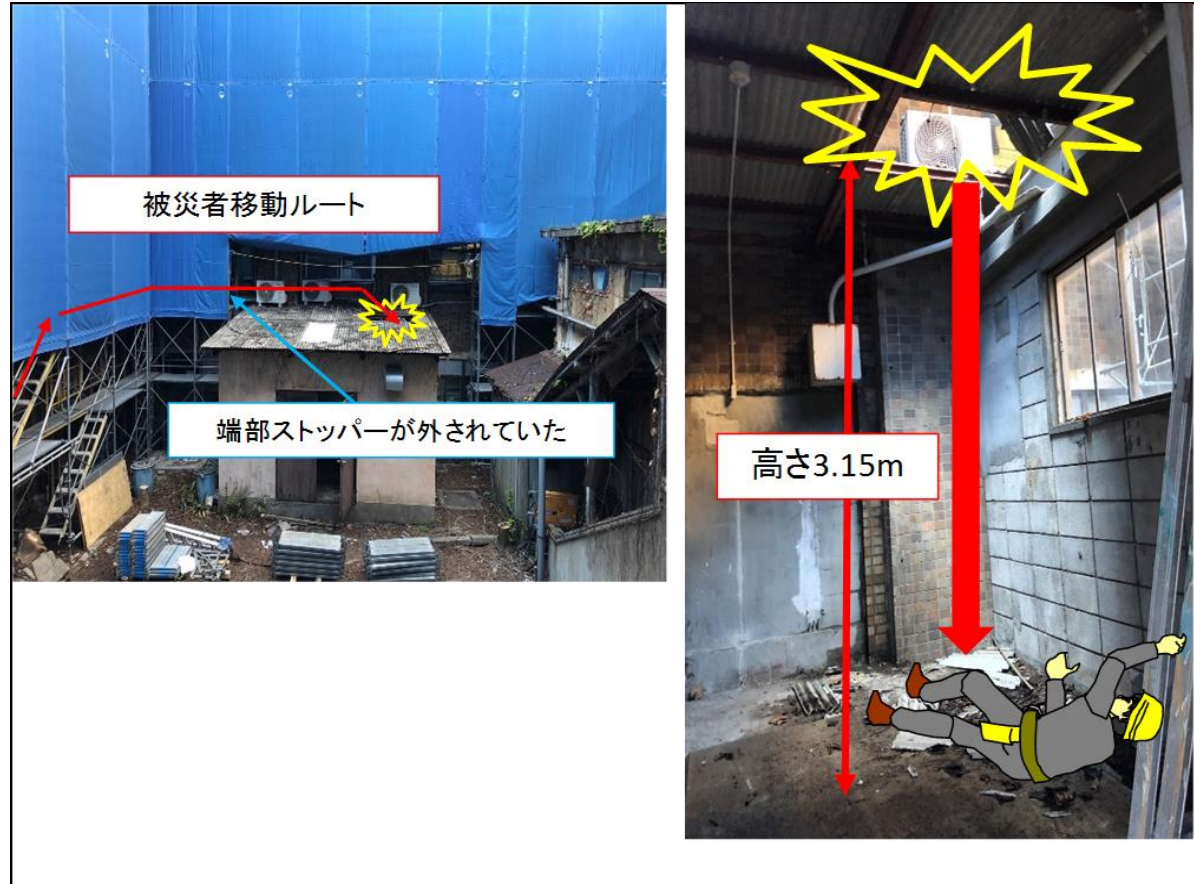
○トップライト及びスレート屋根等の墜落の危険がある場所には、作業予定がない場合であっても、直接作業者のみならず、誰がみても明らかに墜落の危険性が認識できる表示(立ち入り禁止措置を含む)を設置すること

以 上

(墜 落) 外部仕上工事で左官工がスレート屋根を踏み抜き墜落

◇ 発生日時 : 2021年7月22日 (木) 午後1:20分頃

◇ 被災者 : 左官工 84 歳 (2次 一人親方) 経験 67年3ヶ月



【発生状況】

建物の中庭外壁足場で外壁タイル下地補修作業中、左官工がタイル下地補修箇所の有無を確認しようとして既存小屋のスレート屋根上部に降りて歩行した際、スレート屋根を踏み抜き3.15m下へ墜落した。

(骨盤骨折) (休業見込日数 調査中)

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 12-46
平成25年3月7日

安全環境本部
安全部長



トップライト及びスレート屋根等の踏み抜きによる
墜落災害防止について

一昨日、建屋解体中の当社作業所において、鳶工がスレート屋根を踏み抜き約4m下の鋼製ラックの天板（パーティクルボード）を突き破り、さらに3m（計約7m）墜落するという災害が発生しました。鋼製ラックがなければ死亡災害につながりかねない事案です。

踏み抜きによる同種の墜落災害については、平成23年に鳶工がトップライトを踏み抜き11m墜落し死亡する災害が発生しています。（別紙 示達本（安環安）11-02 参照）。

二つの事例に共通するのは、当社および取引業者職長は踏み抜きによる墜落危険のある場所について認知し、当該場所における作業を計画していないが、作業員が当該危険性を認知せず、適切な設備を設置することなく法（安衛則524条）違反の状態で作業していることです。

つきましては、トップライト及びスレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止をはかるため、下記事項について周知のうえ実施状況を確認するよう指示します。

記

- トップライト及びスレート屋根等の墜落の危険がある場所には、作業予定がない場合であっても、直接作業者のみならず、誰がみても明らかに墜落の危険性が認識できる表示（立ち入り禁止措置を含む）を設置する。

以上

(参考) 労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(配付先)
関係部門長・支店長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)11-02
平成23年7月12日

安全環境本部長 

トップライト及びスレート屋根等の踏み抜きによる
墜落死亡災害防止の徹底について (指示)

昨日、建屋解体中の作業所において、鳶工がアスベスト飛散防止（煙突養生）用足場組立のため、既存建物の折板屋根上を荷揚げ箇所から足場組立場所に向かって足場材を持って移動中、トップライト（網入波型ガラス、厚さ6.8mm）を踏み抜き約1.1m墜落し死亡するという災害が発生しました。

当社では、トップライトを踏み抜いて墜落するという災害が平成8年以降、4件発生しており、類似災害としてスレート屋根等を踏み抜き墜落するという災害が5件発生しています（別紙参照）。

つきましては、下記の事項を厳守し、トップライト及びスレート屋根等の踏み抜きによる墜落死亡災害防止を徹底するよう指示します。

記

1. トップライト及びスレート屋根等に工事関係者を乗せない。
2. トップライト及びスレート屋根等の上あるいはその周囲で作業せざるを得ない場合は、踏み抜きによる墜落災害に関するリスクアセスメントに基づく適切なダブルの墜落防止措置を実施させる。
3. トップライト及びスレート屋根等の踏み抜きによる墜落災害防止措置の実施状況を三現主義（現場で・現物を・現実的に）で確認させる。

以 上

1. トップライトを踏み抜き墜落した災害事例

No.	発生年	職種	年齢	勤務日数	発生状況
1	平成 8	鳶工	17 才	1 日	新築東棟の屋根（折板）上で、外部足場の東面最上部の組替作業のためのSM材を運搬中、採光部トップライト（網入型ガラス）の上に乗ってガラスが割れ、約 12 m 下の砕石路盤上に墜落。（両足大腿骨骨折）
2	平成 12	鳶工	23 才	2 日	折板の底（水下GL+5,500）上で明り取り用トップライト横で堅樋取替え用足場を 3 人で解体し、仮設材運搬中、バランスを崩して片足をトップライトに乗せた時、ガラスが破損し墜落。（右肘関節開放骨折、骨盤骨折）
3	平成 14	防水工	40 才	2 日	屋上プール上部トップライトの上でシールの押え（仕上げ）作業中、下段のガラスに移動するため安全帯フックを外し、予め用意した親綱に掛け直そうとした時、トップライトのガラスを踏み抜き、約 8.5 m 下の水が抜かれたプール底に墜落。（肋骨、左手首骨折）
4	平成 17	土工	32 才	1 日	改修工事のため、屋根折板の上に作業用通路の足場板を設置中、近道行動をしようとトップライト（網入りガラス 6.8 mm）に乗った時、ガラスが割れて 6 m 墜落した。（肋骨骨折）

2. スレート屋根等を踏み抜き墜落した災害事例

No.	発生年	職種	年齢	勤務日数	発生状況
1	平成 8	鳶工	26 才	5 日	解体する倉庫の外部足場上で、倉庫建物解体用養生足場に飛散防止シートを張り終わり点検中に屋根に乗ったため、スレート屋根を踏み抜いて約 7.5 m 下の土間に墜落。（全身打撲、頭部亀裂骨折）
2	平成 15	防水工	21 才	50 日	3 階中庭ガラススレート屋根上で、屋根取合水切の上端シール作業で同僚（職長）の後ろを廻り込んで通り抜けようとした時、押え金物上に足を掛けたが滑り、ガラススレート（網入り 6.8 mm）を踏抜いて一旦根太にぶら下がる状態になって足から墜落。その際、工具袋の中のカッターナイフが背中に刺さる。（右肩骨折、右肺損傷）
3	平成 18	金属工	30 才	2 日	駅ホームで鉄塔作業を終えて、設置してあった梯子から降りようとしたが、他の作業員が梯子を撤去してしまったためやむを得ず、他の場所から降りるためにスレート屋根上を移動中に、踏み抜いて墜落。（頭蓋骨骨折）
4	同上	鳶工	31 才	1 日	解体工事で屋根スレートはがしの作業中、スレートを踏み抜いて 4.3 m 墜落。（左大腿部骨折）
5	同上	建物解体工	27 才	17 日	屋根スレート下地の木毛板を撤去するため母屋上を歩行中に、母屋のない所を歩き 1.9 m 墜落。（腰打撲）